



中華人民共和国不法行為法（2）

西 村 峯 裕
周 喆

第4章 責任主体に関する特則

第32条【民事行為無能力者、制限民事行為能力者の監督義務者の責任】

①民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を与えた場合は、監督義務者が不法行為責任を負う。監督義務者が監督責任を尽くしたときは、不法行為責任を軽減することができる。

②財産を有する民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を与えたときは、その財産を以て損害賠償費用を支払い、不足分については監督義務者が賠償するものとする。

第33条【一時的な意識の喪失などによる不法行為責任】

①民事行為能力者が一時的に意識を失い又は自己制御を喪失し、他人に損害を与えた場合において、過失があるときは、不法行為責任を負う。過失のないときは、行為者の経済状況に応じて被害者に適切な補償を与えるものとする。

②民事行為能力者が泥酔し、麻薬又は向精神薬の濫用により一時的に意識を失い又は自己制御を喪失し、他人に損害を与えた場合は、不法行為責任を負う。

第34条【単位の使用者責任】

①使用単位の従業員が業務の執行につき他人に損害を与えた場合は、使用単位は不法行為責任を負う。

②派遣期間中において、派遣労働者が業務の執行につき他人に損害を与えた場合は、派遣労働者の受入単位は不法行為責任を負う。労務派遣単位の過失があるときは、相応の補充責任を負う。

第35条【個人の使用者責任】個人間に雇用関係が成立しており、被用者が業務の執行につき他人に損害を与えたときは、使用者が不法行為責任を負う。被用者が業務の執行につき自己が損害を受けたときは、それぞれの過失に応じて責任を負う。

第36条【インターネットに関する不法行為責任】①インターネットユーザー、インターネットサービス提供者がインターネットを利用して、他人の民事的権利及び利益を侵害したときは、不法行為責任を負う。

②インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して不法行為を行った場合は、被害者はインターネットサービス提供者にリンクの削除、遮断、断絶などの必要な措置を採るよう請求することができる。インターネットサービス提供者が請求を受理した後、直ちに必要な措置を採らないときは、拡大された損害につきインターネットユーザーと連帯して責任を負う。

③インターネットユーザーがインターネットサービスを利用して、他人の民事的権利及び利益を侵害していることをインターネットサービス提供者が知って、必要な措置を採らなかったときは、インターネットユーザーと連帯して責任を負う。

第37条【公共施設の管理人等の安全保障義務】①旅館、商業施設、銀行、公共交通機関の停留所、娯楽施設などの公共施設の管理人又は集団活動の組織者が、安全保障義務をつくすことなく、他人に損害を与えたときは、不法行為責任を負う。

②第三者の行為が他人に損害を与えた場合は、第三者が不法行為責任を負う。管理人又は組織者が安全保障義務を尽くしていないときは、相応の補充責任を負う。

第38条【民事行為無能力者に対する教育機関の管理責任】民事行為無能力者が幼稚園、学校又はその他の教育機関で学習、生活期間内に身体的損害を受けた場合は、幼稚園、学校又はその他の教育機関が責任を負う。但し、教育、管理責任を尽くしたことを証明できたときは、この限りでない。

第39条【制限民事行為能力者に対する教育機関の管理責任】制限民事行為能力者が学校又はその他の教育機関で学習、生活期間内に身体的損害を受けた場合において、学校又はその他の教育機関が教育、管理責任を尽くさなかったときは、責任を負う。

第40条【教育機関の補充責任】民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が幼稚園、学校又は他の教育機関で学習、生活期間に、幼稚園、学校又はその他の教育機関以外の第三者から身体的損害を受けた場合は、加害者が不法行為責任を負う。幼稚園、学校又はその他の教育機関が管理責任を尽くしていないときは、相応の補充責任を負う。

第5章 製造物責任

第41条【欠陥責任】製造物の欠陥により他人に損害が生じたときは、製造業者が不法行為責任を負う。

第42条【販売業者の不法行為責任】①販売業者の過失により製造物に欠陥が生じ、他人に損害が生じたときは、販売業者が不法行為責任を負う。

②販売業者が欠陥製品の製造業者又は欠陥製品の供給者を明示しなかったときは、販売業者が不法行為責任を負う。

第43条【損害賠償請求の相手方と求償権】①製造物の欠陥により損害が生じたときは、被害者は製造物の製造業者に損害賠償を請求することができ、製造物の販売業者に対しても損害賠償を請求することができる。

②製造物の欠陥が製造業者によりもたらされた場合において、販売業者が損害を賠償したときは、製造業者に求償することができる。

③販売業者の過失により製造物に欠陥が生じた場合において、製造業者が損害を賠償したときは、販売業者に求償することができる。

第44条【第三者に対する求償権】運送業者、倉庫業者など第三者の過失により製造物に欠陥が生じ、他人に損害が生じた場合において、製造物の製造業者、販売業者が損害を賠償したときは、第三者に求償すること

ができる。

第45条【妨害排除・予防請求権】 製造物の欠陥が身体、財産の安全を脅かしたときは、被害者は製造業者、販売業者に妨害の排除、危険の除去などの不法行為責任を追及することができる。

第46条【救済措置義務】 製造物の流通後に欠陥の存在を発見した場合は、製造業者、販売業者は直ちに警告、回収などの救済措置を採らなければならない。直ちに救済措置を採ることなく又は救済措置が不十分であったことにより損害が生じたときは、不法行為責任を負う。

第47条【懲罰的損害賠償】 製造物に欠陥が存在することを明らかに知りながら、製造、販売することによって、他人を死亡させ又は著しくその健康を害したときは、被害者は相応の懲罰的損害賠償を請求することができる。

第6章 自動車交通事故責任

第48条【自動車事故の賠償責任】 自動車が交通事故を発生させ、これによって損害を生じたときは、道路交通安全法の関係規定に従って、損害賠償責任を負う。

第49条【所有者と運行者が異なる場合の賠償責任】 レンタルー、借用などにより自動車の所有者と運転者が異なる場合において、交通事故が発生し、当該自動車に一方的に責任があるときは、保険会社が自動車強制保険の責任限度内で賠償する。不足する部分は、自動車の運行者が賠償責任を負う。自動車の所有者が損害の発生につき過失があるときは、相応の損害賠償責任を負う。

第50条【譲受人の賠償責任】 当事者間で売買等の方法で自動車を譲渡し、かつ引渡したが、所有権移転登記が受理されていない場合において、交通事故が発生し、当該自動車に一方的に責任があるときは、保険会社が当該自動車強制保険の責任限度内で賠償する。不足する部分は、譲受人が賠償責任を負う。

第51条【廃棄自動車等の譲渡人と譲受人の連帯責任】改造車又は既に廃棄基準に達している自動車を売買等の方法で譲渡し、その車が交通事故を起こしたときは、譲渡人と譲受人が連帯して責任を負う。

※ここでいう改造車とは中古車の部品を抜き取り、再利用した自動車などを含む広い概念である。

第52条【盗難車の事故責任】窃盗、強盗又は強奪の自動車が交通事故を起こし損害が生じた場合は、窃盗、強盗又は強奪した者が賠償責任を負う。保険会社が自動車強制保険の責任限度内で応急で救済費用を立て替えたときは、交通事故につき責任を有する者に求償することができる。

第53条【運転者逃亡の場合の救済】自動車運転者が交通事故の発生後に逃亡した場合において、当該自動車が自動車強制保険に加入していたときは、保険会社が自動車強制保険の責任限度内で賠償する。自動車が不明であり、又は強制保険に加入していなかったときは、被害者の死傷の救助、葬儀などの費用は、道路交通事故社会救助基金より立て替えた後、交通事故につき責任を有する者に求償することができる。

第7章 医療損害責任

第54条【医療従事者の損害賠償責任】医療遂行中に、患者が被害を受け、医療機関及びその医療従事者に過失があったときは、医療機関が損害賠償責任を負う。

第55条【医療従事者の説明義務】①医療従事者は医療行為において患者に病状と治療方法について説明しなければならない。手術、特殊な検査、特殊な治療が必要なときは、医療従事者は直ちに患者に医療リスク、代替可能な医療案などの状況を説明し、且つ書面による同意を得なければならない。患者に説明するのが困難なときは、近親者に説明し、且つ書面による同意を得なければならない。

②医療従事者が前項の義務を尽くすことなく、患者が損害を受けたときは、医療機関は損害賠償責任を負う。

第56条【緊急救命医療】危篤状態の患者を救助しなければならない緊急の状況において、患者又は近親者の意見を聴取することができないときは、医療機関の責任者又は授權された責任者の許可を経て、直ちに適切な医療措置を取ることができる。

第57条【医療水準相応義務】医療従事者が医療の遂行時に当時の医療水準に相応する義務を尽くすことなく、患者が損害を受けたときは、医療機関が損害賠償責任を負う。

第58条【過失の推定】以下の状況の一つによって患者が損害を受けたときは、医療機関に過失があるものと推定する。

- (1) 法令、規章及び関連診療規範違反
- (2) 紛争に関するカルテの隠匿、又はその提供の拒絶
- (3) カルテの偽造、改ざん又は廃棄

第59条【医療機関の求償権】薬品、消毒剤、医療機器の欠陥、又は不合格の血液の輸入により患者が損害を受けた場合は、製造業者若しくは血液提供機関又は医療機関に損害賠償を請求することができる。患者が医療機関に損害賠償を請求したときは、医療機関は賠償した後、責任を有する製造業者又は血液提供機関に求償することができる。

第60条【医療機関および医療従事者の免責事由】①患者が被害を受けた場合でも、以下の状況の一つがあるときは、医療機関は損害賠償責任を負わない。

- (1) 患者又はその近親者が医療機関の診療規範に準ずる診療に協力しなかったとき
- (2) 医療従事者が危篤の患者を救助するなどの緊急状況において適切な診療義務を尽くしたとき
- (3) 当時の医療水準のもとでは診療するのが困難であったとき

②前項第一号の状況において、医療機関及び医療従事者に過失があるときは、損害賠償責任を負う。

第61条【病歴資料の保管・開示義務】①医療機関及び医療従事者は規定に従い入院記録、医療指示書、検査報告書、手術及び麻酔記録、カル

テ、看護記録、医療費用などの病歴資料を適切に記入し且つ保管しなければならない。

②患者が前項に定める病歴資料の閲覧、複写を請求したときは、医療機関はこれを提供しなければならない。

第62条【守秘義務】医療機関及び医療従事者は患者のプライバシーを守秘しなければならない。患者のプライバシーを漏洩し、又は患者の同意を経ることなく、その病歴を公開し、患者が損害を受けたときは、不法行為責任を負う。

第63条【過剰検査の禁止】医療機関及び医療従事者は診療規範に違反して、不必要な検査を行ってはならない。

第64条【医療秩序紊乱責任】医療機関及び医療従事者の適法な権利及び利益は法律の保護を受ける。医療秩序を乱し、医療従事者の仕事、生活を妨害した者は、法の定めるところにより、法的責任を負う。

第8章 環境汚染責任

第65条【環境汚染責任】環境汚染により損害をもたらしたときは、汚染者は不法行為責任を負う。

第66条【挙証責任の転換】環境汚染により紛争が生じた場合は、汚染者は法の定める免責又は責任軽減事由および自己の行為と損害の間の因果関係の不存在の挙証責任を負う。

第67条【責任割合の確定】複数の者が環境を汚染した場合は、汚染者が負う責任の割合は、汚染物の種類、排出量などの要因に基づき確定する。

第68条【求償権】第三者の過失により環境を汚染し損害をもたらしたときは、被害者は汚染者又は第三者に損害賠償を請求することができる。汚染者は賠償した後、第三者に求償することができる。

第9章 高度危険責任

第69条【高度危険責任】高度危険作業により他人に損害を与えたときは、不法行為責任を負う。

第70条【民間核施設の責任】民間核施設の原子力事故の発生により他人に損害を与えたときは、民間核施設の経営者は不法行為責任を負う。但し、損害が戦争などの事由又は被害者の故意により生じたことを証明できたときは、責任を負わない。

第71条【民間航空機の責任】民間航空機が他人に損害を与えたときは、民間航空機の経営者が不法行為責任を負う。但し、損害が被害者の故意により生じたことを証明できたときは、責任を負わない。

第72条【危険物責任】可燃物、爆発物、激毒物、放射性物質などの高度危険物を占有又は使用し、他人に損害を与えたときは、占有者又は使用者は不法行為責任を負う。但し、損害が被害者の故意又は不可抗力により生じたことを証明できたときは、責任を負わない。損害の発生につき被害者に重大な過失があるときは、占有者又は使用者の責任を軽減することができる。

第73条【危険作業責任】高空、高圧、地下掘削業務に従事し、又は高速軌道を使用して工具を運送し、他人に損害を与えたときは、経営者が不法行為責任を負う。但し、損害が被害者の故意又は不可抗力により生じたことを証明できたときは、責任を負わない。損害の発生につき被害者に過失があるときは、経営者の責任を軽減することができる。

第74条【高度危険物遺失・放棄の責任】高度危険物を遺失又は放棄し、他人に損害を与えたときは、所有者は不法行為責任を負う。所有者が高度危険物の管理を他人に委託したときは、管理人が不法行為責任を負う。所有者に過失のあるときは、管理人と連帯して責任を負う。

第75条【高度危険物不法占有者の責任】不法に高度危険物を占有し、他人に損害を与えたときは、不法占有者は不法行為責任を負う。所有者、管理者が他人の不法占有を防止するため十分な注意義務を尽くしたこと

を証明できなかったときは、不法占有者と連帯して責任を負う。

第76条【管理人の責任の減免】許可を経ることなく高度危険作業地域または高度危険物の保存区域に進入することによって損害を受けた場合において、管理人が安全措置を採り且つ警告義務を十分に尽くしたときは、その責任を軽減し又は免除することができる。

第77条【賠償限度額についての特別規定】高度危険責任の負担について、法律が賠償限度額を定めているときは、その規定に従う。

第10章 飼育動物損害責任

第78条【動物飼育者等の責任】飼育する動物が他人に損害を与えたときは、動物飼育者又は管理人が不法行為責任を負う。但し、損害が被害者の故意又は重大な過失により生じたことを証明できたときは、責任を免除し又は軽減することができる。

第79条【動物飼育者等の安全措置義務】管理規定に違反して、動物に安全措置をとることなく、他人に損害を与えたときは、動物飼育者又は管理人は不法行為責任を負う。

第80条【飼育禁止危険動物責任】飼育が禁止されている獐猛犬などの危険動物が他人に損害を与えたときは、動物飼育者又は管理人は不法行為責任を負う。

第81条【動物園の管理責任】動物園の動物が他人に損害を与えたときは、動物園は不法行為責任を負う。但し、職責としての管理義務を尽くしたことを証明できたときは、この限りでない。

第82条【遺棄・逃走動物についての責任】遺棄され、逃走した動物がその遺棄、逃走期間中に他人に損害を与えたときは、その元の飼育者、管理人が不法行為責任を負う。

第83条【第三者の過失による損害の賠償】第三者の過失により動物が他人に損害を与えたときは、被害者は動物の飼育者又は管理者に損害賠償を請求することができる。第三者に対しても、損害賠償を請求すること

ができる。動物の飼育者又は管理者は損害賠償した後、第三者に求償することができる。

第84条【動物飼育者の公衆道徳尊重義務】動物を飼育するときは、法律を遵守し、公衆道徳を尊重し、他人の生活を妨害してはならない。

第11章 物的損害責任

第85条【建物・工作物等についての責任】建物、工作物又はその他の施設並びに置物、掛物が脱落し、墜落したことにより、他人に損害を与えた場合において、所有者、管理人又は使用者が過失がないことを証明できないときは、不法行為責任を負う。所有者、管理人又は使用者は損害賠償した後、責任を有する他の者があるときは、その者に求償することができる。

第86条【求償権】①建物、工作物又はその他の施設の倒壊により他人に損害を与えたときは、建設業者又は施工業者は連帯して責任を負う。建設業者、施工業者は損害賠償した後、責任を有する他の者があるときは、その者に求償することができる。

②他の責任を有する者が原因で、建物、工作物又はその他の施設が倒壊して他人に損害を与えたときは、その者が不法行為責任を負う。

第87条【建物からの放擲物・落下物による損害賠償責任】建物の中から放擲された物又は建物から落下した物により、他人に損害を与えた場合において加害者の確定が困難なときは、加害者でないことを証明できた者を除いて、加害可能な建物の使用者が補償を与えなければならない。

第88条【堆積物についての損害賠償責任】堆積物が倒壊して他人に損害を与えた場合において、堆積させた者が過失のないことを証明できないときは、不法行為責任を負う。

第89条【公路通行妨害責任】公路上に堆積し、崩落し、散乱した物が通行を妨害し、他人に損害を与えたときは、関係単位又は個人は不法行為責任を負う。

第90条【**林木所有者・管理人の責任**】林木の伐裁により他人に損害を与えた場合において、林木の所有者又は管理人は過失のないことを証明できないときは、不法行為責任を負う。

第91条【**公共の場所・公路上の工事施工者の責任および地下施設の管理責任**】①公共の場所又は道路を掘削し、地下施設を修繕、敷設する場合において、明らかな標識を設置せず、又は安全措置を採ることなく、他人に損害を与えたときは、施工者は不法行為責任を負う。

②マンホール等の地下施設が他人に損害を与え、管理人が職責を尽くしたことを証明できないときは、不法行為責任を負う。

第12章 付則

第92条【**施行**】この法律は2010年7月1日より施行する。